

# 報告事項1

## 令和4年度 事業計画書

一般社団法人東京都計量協会

### 1. 方針

新型コロナ禍への感染症対策と経済再生の両立が喫緊の課題となるなかにあって、一般社団法人東京都計量協会の責務である地域社会の公正、安全の維持に係る計量システムの構築と持続的維持管理の重要性は変わることはない。会員の事業の安定的な発展を目指すとともに、地域社会の計量の安全確保を確実なものとするべく地道な活動を継続していくことが重要である。

このような認識の下、平成29年度には計量法政省令の改正により、ホッパースケール、自動補足式はかりなど4機種の自動はかりが新たに特定計量器に追加され、検定開始に向けJIS等の技術基準の制定、器差検定を中心とした指定検定機関に当協会の会員である燃料油メーター、自動補足式はかりメーカー4社が指定されるなど整備が進められてきた。また、経済産業省では自動はかりの国内での使用実態を踏まえ、令和3年7月に計量法施行令の一部を改正し、(1)自動はかりにおける特定計量器の範囲を「目量が10mg以上であって目盛標識の数が100以上のもの」に限定する、(2)ひょう量が5kgを超える自動補足式はかりは検定対象外とする、(3)自動補足式はかりの使用制限の開始を、既使用、新規使用とも2年延期するなどの改正を行っている。

当協会は東京都から質量計の定期検査業務を受託するなど毎年かなりの規模の「はかり」検査事業を展開するとともに、会員相互の意思の疎通や情報交換、計量管理に関わる講習会の開催、計量に関する調査研究等の活動を行っている。

令和4年度はオミクロン株という変異種の世界的流行、国内感染者の急増により会合の実開催が困難な状況が続いているが、会員の皆様へは、コロナ対応を含む必要な情報を発信し、意見交換の場を提供するなどして会員サービスの質を落とすことのないよう努めていく。また、こうした環境下ではあるが、充実した協会活動を展開し、新たな取り組みにも果敢に挑戦し「都民の計量の安全・安心」の確保に邁進していくこととする。

### 2. 事業

#### 2-1. 計量思想の普及、啓発事業の実施

- (1) 機関紙発行、ホームページの充実等を通じて、都民及び計量関係者に幅広い計量情報を提供するとともに、研修会の開催などを通じた教育活動を行う。
- (2) 東京都計量検定所等と共同で実施している「出前計量教室」に積極的に参画し、事業の継続性確立を目指す。
- (3) 東京都計量検定所等と共同し、小学生を対象に「重さ」について子供たちの理

解を深めてもらえるよう計量に関する学習プログラムを提案し、授業で活用してもらうことを目的に実施する。

## 2－2. 計量記念日事業の実施

- (1) 11月1日の計量記念日に東京都生活文化局と共に「都民計量のひろば」を開催し、都民への広範な計量思想の普及啓発を図る。
- (2) 11月の計量協調月間に「計量記念日のつどい」を開催して記念日の意義高揚を図る。

## 2－3. 指定定期検査機関等の業務の実施

- (1) 東京都指定定期検査機関として、都内の2tonを超える大型はかり、250kg～2ton以内の中型はかり、検査台数の3分の2を占める小型はかりの定期検査業務を実施し適正計量の確保に資する。
- (2) 東京都指定証明検査機関として計量証明検査を行い、適正計量の確保に資する。
- (3) 中核市である八王子市指定定期検査機関として、同市内のはかりの定期検査業務を実施し適正計量を推進する。
- (4) 分銅についてJIS基準に基づく適正な管理を徹底し、清浄な状態に保つ取扱い、保管方法に定められた手順に従い管理を実施するとともに、年2回の確認、検査等を行う。また、管理状況を写真で記録するなどして、使用状況を含む経年変化を観察し、台帳とともに管理する。
- (5) 指定定期検査等に係る関係法令及び引用JISに基づき業務を実施するとともに、検査技術の向上を図るために、技術基準に係る教育訓練を年2回以上実施する。

## 2－4. 適正計量推進事業の実施

- (1) 計量器ユーザーの依頼による計量器の検査、量目管理、保守点検、コンサルティング等を事業とし適正計量の確保を図る。
- (2) 東京都計量関係手数料等徴収事務を受託し、実施する。
- (3) 東京都が実施するタクシーメーター装置検査業務について、港南検査場・深川検査場の検査補助業務を受託し、検査業務の円滑化に資する。
- (4) 計量器ユーザーへの情報提供、交流を図るとともに、消費者に対する計量教育の充実を図る。

## 2－5. 計量に関する研修、見学会の開催

- (1) 計量器コンサルタント研修会、計量情報講習会等を開催して知識の向上に努める。
- (2) 適正計量管理事業所等の見学会を開催し、知識の向上、視野の拡大に資する。

## 2－6. 計量に関する諸問題の調査、研究

- (1) 新時代対応型の検査、自主管理体制のあり方を研究し、次代の適正計量の維持、システムの構築に資する。
- (2) 部会活動等を通じて計量業界の実情を把握し、都区内計量事業者の発展に資する。

## 2－7. 関係官公庁及び関係団体との協調、協力及び交流

東京都計量検定所、経済産業省、国立研究開発法人 産業技術総合研究所をはじめとする関係官庁及び団体と連携を密にし、協調、協力して「計量の安全」の前進を図る。

## 2－8. 表彰及び表彰候補者の推薦

東京都計量協会会长表彰、経済産業大臣表彰、東京都功労者表彰等の基準適合者を関係機関に推薦し、会員事業者の振興に資する。

## 3. 上記事項のほか、本協会の目的を達成するために必要な事業及び業務を行う。